

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年2月28日
【会社名】	アサヒ衛陶株式会社
【英訳名】	ASAHI EITO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 町元 孝二
【本店の所在の場所】	大阪府中央区常盤町一丁目3番8号 (注)平成29年2月24日より本店の所在場所を変更しております。
【電話番号】	06(7777)2073(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 企画管理部長 丹司 恭一
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区常盤町一丁目3番8号
【電話番号】	06(7777)2073(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 企画管理部長 丹司 恭一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年2月24日開催の当社第66回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年2月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、平成28年8月より営業活動の効率性の向上や人材採用の強化などを図るため、本社機能を大阪府堺市から大阪府大阪市に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款3条に定める本店の所在地を変更するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、町元孝二、上野泰志、石橋孝広、丹司恭一の4名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます越野秀司氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願うものであります。

第4号議案 大規模買付ルール(買収防衛策)継続の件

当社は、平成26年1月20日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付ルール（以下「現行ルール」といいます。）を導入することについて決定し、平成26年2月27日開催の当社の第63回定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただきました。

今般、当社は現行ルールが平成29年2月24日開催予定の当社の第66回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって終了することを受け、平成29年1月27日開催の取締役会において、出席した当社取締役全員の賛成により、現行ルールを継続する（以下、現行ルールを継続したものを「本ルール」といいます。）ことを決定いたしました。但し、現行ルールの継続は、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件として発効することとし、有効期間は平成32年2月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。現行ルールの継続に際して基本方針の実現に資する特別な取組みの変更その他実質的な内容の変更を含まない所要の修正を行っておりますが、本ルールの基本的な内容は現行ルールと同一であります。

本議案は、本ルールについて株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の割合 (賛成の割合)
第1号議案	7,500	47	-	(注1)	可決(99.38%)
第2号議案					
町元 孝二	7,459	88	-		可決(98.83%)
上野 泰志	7,463	84	-	(注2)	可決(98.89%)
石橋 孝広	7,463	84	-		可決(98.89%)
丹司 恭一	7,462	85	-		可決(98.87%)
第3号議案	7,332	215	-	(注3)	可決(97.15%)
第4号議案	7,430	117	-	(注3)	可決(98.45%)

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注3) 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主からの議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上